

※ 本公募は、令和6年度予算政府案に基づいて行うものであるため、成立した予算の内容に応じて事業実施内容等の変更があり得ることに御留意ください。

令和6年度農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策） （農山漁村発イノベーション推進事業（農泊推進型）のうち広域ネットワーク推進事業（全国事業）公募要領

第1 はじめに

令和5年3月に策定された「観光立国推進基本計画」において、「滞在型農山漁村の確立・形成」が位置付けられ、農山漁村地域に宿泊し、滞在中に地域資源を活用した食事や体験を楽しむ農山漁村滞在型旅行である「農泊」の推進を図ることとされています。

農山漁村の振興を図るためには、農泊を農山漁村における所得向上を実現するための重要な柱として位置づけ、主要観光地に集中しているインバウンドを含めた旅行者を農山漁村に呼び込み、宿泊者の増加や農林水産物の消費拡大を図ることが重要です。

令和5年6月に公表された「農泊推進実行計画」において、「新規来訪者の獲得」「来訪者1回当たり平均泊数の延長」「来訪者のリピーター化」に取り組むことで、農山漁村の活性化と所得向上を目指し、農泊地域での年間延べ宿泊者数700万人泊とそのうち訪日外国地旅行者の割合10%の受け入れを令和7年度までに実現することとしています。

このため、農山漁村振興交付金（以下「振興交付金」という。）を交付し、農泊を持続的な取組として実施できる地域の確立に向け、持続可能な農泊地域モデルの創出や農泊地域において課題である人材確保・経営収支の改善に対応するセミナーやマッチング等の実施、農泊地域の観光アクセス・周遊交通確保に向けた課題解決支援、農泊地域の販路のひとつである旅行事業者等とのネットワーク構築、国内外の旅行者等に農泊の魅力を発信するプロモーション等の取組（以下「本事業」という。）を支援します。

振興交付金の応募方法及び交付対象となる団体等については、この要領を御覧ください。

また、振興交付金の交付を希望する場合には、この要領のほか、農山漁村振興交付金交付等要綱（令和3年4月1日付け2農振第3695号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）並びに農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領（案）（以下「実施要領案」という。）及び本実施要領案別記4を必ず確認していただき、必要な提出書類を以下の公募期間内に御提出願います。

公募期間：令和6年2月9日（金）から令和6年2月28日（水）まで

第2 事業内容等

この要領により公募を行う事業内容、事業実施主体及び事業期間は次の通りです。なお、具体的な事業内容、公募上限額及び公募予定数は別表1から6に定めるとおりです。

1 事業内容

事業の具体的内容は（1）から（6）で別表1から6の通りです。

（1）持続可能な農泊地域モデル創出支援事業（別表1）

- (2) 農泊地域の人材確保・経営収支改善支援事業 (別表2)
- (3) 農泊地域の観光アクセス・周遊交通確保に向けた課題解決支援事業 (別表3)
- (4) 農泊地域の販路拡大に向けた旅行事業者等とのネットワーク構築促進事業 (別表4)
- (5) 農泊インバウンド受入促進重点地域プロモーション事業 (別表5)
- (6) 国内での農泊の認知・需要拡大プロモーション (別表6)

2 事業実施主体

事業実施主体は、次に掲げる者とします。

特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、民間企業

3 事業実施期間

本事業の事業実施期間は、振興交付金の交付決定の日から令和7年3月31日までとします。

第3 提案書の作成及び提出等

1 応募に必要な書類

(1) 農山漁村振興交付金事業実施提案書 (別添様式)

農山漁村振興交付金事業実施提案書 (以下「提案書」という。) には、事業の取組内容や主な経費、実施体制等の具体的な計画や必要事項を記入してください。事業の目標の設定に当たっては、別表7の例を参考にしてください。

なお、交付対象事業費の内容、構成及び積算は、別紙1に定めるとおりです。

(2) 提案書に添付する資料

提案書には、次のアからキまでの資料を添付してください。

ア 設立趣意書、定款、規約等

イ 提案者の活動内容の概要が分かる資料

ウ 提案者の過去3年間の事業実績を確認できる資料 (国、地方公共団体等公的機関から助成を受けて事業を行った実績がある場合には、当該事業の内容・実績を確認できる資料。また、設立から3年経過していない団体については、設立から現在までの事業実績を確認できる資料。)

エ 提案者の過去3年間の収支決算を確認できる資料 (決算書、貸借対照表及び損益計算書。設立から3年経過していない団体については、設立から現在までの収支決算を確認できる資料。)

オ 役員・職員名簿及び組織図

カ 提案者の取組を主導する代表者、運営責任者 (プロジェクトマネージャー)、及び経理責任者のこれまでの取組実績、履歴、企画案の実施に必要なノウハウ、知見、マネジメント能力等の判断に資する資料

キ 事業費の算出決定の根拠となる資料

2 応募に当たっての留意事項

(1) 提案書作成に当たっての留意事項

ア 提案書本体はA4判20ページ以内で記載してください。

※提案書本体とは、別紙提案書の2～7を指します。なお、添付書類は枚数から除外します。

イ 20ページを超えるものは審査の対象外とすることがありますが、表や図、イ

ラスト、写真等については、このページ内において提案書を分かりやすくするため積極的に入れるように工夫してください。

ウ 表や図、イラスト、写真等を除き、提案書本文のフォントサイズは 11 ポイント以上とします。

エ 多数の誤字脱字や解説のない専門用語・略語の多用等により、提案書の内容を正確に理解することが難しいと判断された場合は審査の対象外とすることがあります。

(2) 過去の交付決定の取消

提案者が、提案書及び添付資料（以下「提案書類」という。）の提出から過去 3 年以内に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「補助金適正化法」という。）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づく交付決定の取消しを受けたことがある場合には、本事業に係る事業実施主体の適格性の審査において、その事実を考慮するものとします。

3 提案書等の提出方法等

(1) 提出方法

提案書類の提出は、第 8 に記載する書類提出先への郵送又は宅配便（バイク便を含む。）による提出のほか、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）で電子申請いただけます。なお、電子申請の詳細については、こちら（<https://e.maff.go.jp>）から御確認ください。

郵送の場合は、簡易書留、特定記録等、配達されたことが証明できる方法によってください。また、提出期限前に余裕をもって投函するなど、必ず提出期限までに到着するようにしてください。

やむを得ない場合には、持参も可としますが、FAX による提出は、受け付けません。

(2) 提出期限

令和 6 年 2 月 28 日（水）17 時まで（郵送の場合は同日必着）

(3) 提出に当たっての留意事項

ア 提案書において事業実施主体として不適格と判断される記載がある場合、提案書類に虚偽の記載又は必須となっている添付書類の添付漏れ等不備がある場合には、審査対象となりませんので、注意して作成願います。

イ 提出する提案書類は、事業ごとに、提案者 1 者につき 1 点に限ります。

ウ 提案書類の提出部数は 1 部です。（提出いただく提案書類につきましては、コピーの原紙として使用しますので、パンフレット等も含めそのままコピーできるよう A4 片面クリップ留め、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）による電子申請の場合は A4 サイズで印刷可能な設定で御提出ください。）

エ 提案書類の作成及び提出に要する一切の費用は提案者の負担とし、提案書類の返却は行いません。

オ 提出された提案書類については、機密保持に努め、国の審査以外には使用いたしません。

カ 提出された提案書類については、必要に応じて内容について問い合わせをいたします。

第 4 説明会の開催

公募に係る説明会は開催いたしません。なお、お問合せについては第 8 を参照してください。

第5 提案書の選定等

1 審査方法

農林水産省農村振興局長（以下、「農村振興局長」という。）が、外部有識者等から成る選定審査委員会（以下「選定審査委員会」という。）を設置し、2に掲げる審査の観点に基づき提案書等の審査を行います。

選定審査委員会においては、提案書等の内容について書類審査及び必要に応じてヒアリングによる審査を行い、それらの審査結果を基に振興交付金を交付する候補者（以下「交付候補者」という。）の案を決定します。

なお、振興交付金の額は予算の範囲内で調整されるほか、選定審査による対象経費等の精査の結果、提案額より減額されることがあります。

選定審査委員会の議事及び審査内容については非公開とし、交付候補者の案の決定に関わる審査の経過、審査結果等に関する一切の質問を受け付けませんので御了承願います。

2 審査の観点

審査は、別紙2に掲げる内容を勘案して総合的にを行います。

3 選定結果の通知等

農村振興局長は、選定審査委員会の審査結果を踏まえ、交付候補者を選定し、交付候補者となった提案者に対してはその旨を、それ以外の提案者に対しては交付候補者とならなかった旨を、それぞれ通知します。

また、その当該通知においては、第6の1の申請に関する条件を付すことがあります。

選定の通知は、交付候補者となったことをお知らせするものであり、振興交付金の交付には、別途、必要な手続を経ていただく必要があります。

交付候補者となった提案者が辞退等した場合、それに伴い、交付候補者とならなかった提案者の中から、交付候補者を選定する場合があります、その際には、該当する提案者に対して事前に連絡します。

第6 事業の実施及び振興交付金の交付に必要な手続等

1 農山漁村振興推進計画及び事業実施計画の申請及び承認

交付候補者は、農村振興局長から交付候補者となった旨の通知を受けてから1月以内に農山漁村振興推進計画及び事業実施計画（以下「振興推進計画等」という。）を事業承認者に申請し、その承認を受けてください。

なお、振興推進計画等の事業内容や対象経費の精査等のため、必要に応じてヒアリングを行うことがあります。ヒアリングの日時等については、交付候補者へ事前に連絡します。

また、振興推進計画等の承認に当たり、対象経費を確認するため、以下の資料が必要となりますので、振興推進計画等に添付してください。対象経費の精査の結果、一部の経費が振興交付金の対象経費として認められない場合がありますので御了承願います。

（1）賃金及び謝金については、単価の適切な根拠資料

※「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」を十分参照の上作成してください。

（2）旅費については、旅費規程など適切な根拠資料

- (3) 委託料については、積算、複数者からの見積書等の根拠資料等
- (4) (1) から (3) までに掲げるもののほか、対象経費を確認する根拠資料

2 振興交付金の支払手続

農村振興局長は、振興推進計画等を承認したときは、交付候補者に対して交付金割当通知を送付し、承認された事業に割り当てる振興交付金の額をお知らせします。

交付候補者は、割り当てられた振興交付金の額を踏まえ、速やかに、交付等要綱の第 10 に定める交付申請書を作成し、交付決定者に提出してください。

交付決定者は、当該交付申請書を審査した上で適切と認められる場合には、交付候補者に対して交付決定通知を行います。

交付候補者は、交付決定通知の通知日以降に、振興推進計画等に記載された振興交付金の対象となる事業を開始することができます。交付決定通知の通知日より前に発生した経費は、原則として交付の対象になりません。

振興交付金の支払方法は、事業終了後の精算払（後払いかつ実績精算とする。）を原則とします。支払に関する手続は、以下のとおりです。

- (1) 交付候補者は、振興交付金の対象となる事業を実施した年度の翌年度の 4 月 10 日又は事業完了の日から起算して 1 月を経過した日のいずれか早い期日までに、交付等要綱の第 21 に定める実績報告書を作成し、領収書等の写しを添付して、交付決定者に提出してください。
- (2) その後、交付決定者は、提出された実績報告書と領収書等の写しを審査の上、交付決定額の範囲内で、実際に使用された交付対象経費について交付する額を確定し、確定通知を送付します。当該確定通知後、振興交付金が支払われます。
- (3) 事業終了前の支払い（概算払）が認められる場合は制限されていますので御注意ください。

第 7 事業実施に当たっての留意事項

1 重複申請等の制限

同一の提案内容で他の事業（農林水産省又は他省庁等の補助事業等）への申請を行っている場合には、申請段階（交付候補者として選定されていない段階）で本事業に応募することは差し支えありませんが、他の事業への申請内容及び他の事業の選定の結果によっては、本事業の審査の対象から除外され、又は交付候補者の選定の決定若しくは振興交付金の交付決定が取り消されることがあります。

2 事業の推進

交付候補者は、交付等要綱及び実施要領案（以下「交付等要綱等」という。）の内容を遵守し、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業の推進全般についての責任を負うこととなります。特に、交付申請書の作成、計画変更に伴う各種承認申請書の提出、報告書の提出等については、適時適切に行ってください。

3 振興交付金の経理

交付候補者は、交付を受けた振興交付金の経理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器整備等財産の取得、管理等をいう。以下同じ。）の実施に当たっては、次の点に留意する必要があります。

- (1) 交付を受けた振興交付金の経理に当たって、補助金適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」

という。)に基づき、適正に執行すること。

- (2) 振興交付金の経理を、他の事業等と区分し、交付候補者の会計部署等において実施すること。なお、特殊な事情により、当該交付候補者の会計部署等に交付金の経理を行わせることができない場合には、国内に居住し、当該交付候補者が経理能力を有すると認める者(学生を除く。)に経理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受けるなど、適正な執行に努めること。
- (3) 金融機関等から借入を行う場合には、事業計画の応募申請に併せて、借入計画について金融機関等と事前相談を行ったことが確認できる書類(借入金融機関名(支店名)、担当者名、連絡先、相談月日等を明記したもの)を提出するとともに、借入計画に変更が生じたときは、当該変更の内容及び変更に伴う対応方針について、農村振興局長に報告すること。

なお、交付候補者が、本事業に要する経費のうち自己負担分の確保ができず、交付事業の遂行ができないことが明らかとなった場合、交付決定者は、補助金適正化法第 10 条による交付決定の取消しを行うことがあること。

また、交付決定者は、交付候補者の同意を得て、金融機関等に当該借入の審査状況の確認を行うことがあること。

4 特許権等の帰属

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権(以下「特許権等」という。)が発生した場合には、その特許権等は、交付候補者に帰属しますが、特許権等の帰属に関し、次の条件を遵守していただく必要があります。

また、事業の一部を交付候補者から受託する団体にあっても同様に次の条件を遵守していただく必要があります。

- (1) 本事業において得た成果に関して特許権等の出願又は取得を行った場合には、その都度遅滞なく農村振興局長に報告すること。
- (2) 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国に許諾すること。
- (3) 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。
- (4) 本事業の実施期間中及び本事業終了後 5 年間に於いて、交付候補者及び当該交付候補者から本事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である特許権等について、国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に農村振興局長と協議して承諾を得ること。事業実施主体と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、事業開始前に、両方で協議・調整を行うこと。

5 成果物等の帰属

交付候補者が本事業の実施により作成した著作物(WEB サイト、ポスター、リーフレット、図、表、写真、動画、データ等)に関する著作権は、交付候補者に帰属します。なお、交付候補者は、農林水産省が公共の利益のため特に必要があるとして、その理由を明らかにして当該著作権を利用し、又は利用させる権利を求める場合には、

当該権利の無償利用を農林水産省又は農林水産省が指定する者に対して許諾することとします。

また、交付候補者は、本事業の実施期間中及び本事業の実施期間終了後 5 年間に於いて、本事業の成果として生じた著作権について、農林水産省以外の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に農村振興局長に協議して承諾を得ることとします。

なお、本事業の一部を交付候補者から受託する団体にあっても同様にこれらの条件を遵守することとし、交付候補者と交付事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、本事業の開始前に、両方で協議・調整を行ってください。

6 事業成果等の報告及び発表

事業成果及び交付を受けた振興交付金の使用結果については、本事業終了後、交付等要綱等に基づき必要な報告を行うこととなります。また、農林水産省は、あらかじめ交付候補者にお知らせした上で、報告のあった事業成果を公表できるものとします。

交付候補者は、本事業により得られた成果について、広く普及啓発に努めてください。また、本事業終了後に得られた事業成果についても、必要に応じて発表していただくことがあります。

なお、交付候補者が新聞、図書、雑誌論文等において事業成果を発表する際には、当該成果が本事業によるものであること及び論文等の見解が農林水産省の見解でないことを必ず明記するとともに、発表した資料等を農林水産省に提出してください。

7 事業成果等の評価に係る協力

農林水産省は、本事業終了後、次年度以降の政策立案等に反映させるため、必要に応じて、事業成果の波及効果、その活用状況等に関して評価を行います。その際、評価に必要となる事業成果の波及効果等に関するヒアリング等について、交付候補者に対して協力をお願いすることがあります。

8 交付事業における利益等排除

交付事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合には、交付対象事業の実績額の中に交付候補者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、振興交付金の交付目的上ふさわしくないと考えられることから、以下のとおり利益等排除方法を定めます。

（1）利益等排除の対象となる調達先

交付候補者が以下のアからウまでの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含む。）は、利益等排除の対象とします。

ア 交付候補者自身

イ 100%同一の資本に属するグループ企業

ウ 交付候補者の関係会社（交付候補者との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年 11 月 27 日大蔵省令第 59 号）第 8 条の親会社、子会社及び関連会社並びに交付候補者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、上記イを除く。以下同じ。）

(2) 利益等排除の方法

ア 交付候補者の自社調達の場合

原価をもって交付対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

イ 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できるときは、取引価格をもって交付対象額とします。これにより難しいときは、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

ウ 交付候補者の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額以内であると証明できるときは、取引価格をもって交付対象額とします。これにより難しいときは、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

※「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明していただきます。また、その根拠となる資料を提出していただきます。

9 収益状況の報告及び納付

交付候補者は当該事業により収益が生じた場合には、交付等要綱等に従い収益の状況を報告することとし、相当の収益を得たと認められるときには、交付を受けた振興交付金の額を限度として、当該振興交付金の全部又は一部に相当する金額を国に納付していただきます。

10 振興交付金の返還について

振興交付金の交付決定以前に本事業に着手するなど、補助金適正化法に違反して振興交付金を使用した場合は、振興交付金の交付決定が取り消され、受け取った交付金の全部又は一部について返還を求めることがあります。

11 罰則について

不正な手段により振興交付金の交付を受けるなどをした場合は、懲役又は罰金の刑が科せられることがありますので御注意願います。

本事業の実施に当たり、調査等を行う場合がありますので、予め御承知おきください。

第8 問合せ先及び書類提出先

お問合せについては、以下の連絡先に御連絡いただきますようお願いいたします。

なお、担当者の出勤状況により、お問い合わせに即時に対応できない場合がありますので予め御了承ください。

(問合せ時間：10:00～12:00 及び 13:00～17:00 ※平日のみ)

農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

TEL：03-3502-8111（内線5451）

メールアドレス：nohaku01@maff.go.jp（問い合わせのみ）

別紙 1（第 3 の 1 関係）

農山漁村振興交付金の対象経費

広域ネットワーク推進事業（全国事業）の対象経費は、次のとおりとする。

区 分	経 費
1 人件費	臨時に雇用される事務補助員等の賃金
2 報償費	謝金
3 旅費	普通旅費及び特別旅費（委員等旅費、研修旅費及び日額旅費）
4 需用費	消耗品費、車輛燃料費、印刷製本費等
5 役務費	通信運搬費、筆耕・翻訳費、広告料等
6 委託料	コンサルタント等の委託料
7 使用料及び賃借料	会場、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
8 備品購入費	施策の実施に最低限必要な事業用機械器具等の購入費
9 報酬	技術員手当（給料、職員手当（退職手当を除く。）共済
10 共済費等	組合負担金、社会保険料、損害保険料等
11 補償費	借地料等
12 資材等購入費	資材購入費、調査試験用資材費等
13 機械賃料	作業機械、機材等賃料経費等

別紙2（第5の2関係）

農山漁村振興交付金事業実施提案書評価基準
 広域ネットワーク推進業（全国事業）
 （1）持続可能な農泊地域モデル創出支援事業

	番号	評価項目	配点	評価	評価の着目点内訳
共通事項	1	事業の趣旨・目的の理解度 【5点】	5点	A: 5点 B: 4点 C: 3点 D: 1点 E: 0点	・事業の趣旨及び目的を理解した計画となっているか。 ・地域の課題やニーズに対応した計画となっているか。
	2	事業実施による効果、妥当性 【10点】	10点	A: 10点 B: 8点 C: 6点 D: 2点 E: 0点	・事業内容に対応した評価指標や妥当な目標値が設定されているか。 ・設定した目標の達成に向けた実現性のある計画となっているか。 ・経費の区分、内訳、積算根拠は明確かつ妥当なものとなっているか。
	3	事業の効率性・継続性 【10点】	10点	A: 10点 B: 8点 C: 6点 D: 2点 E: 0点	・事業完了後の自立的かつ継続的な取組につながるものとなっているか。 ・事業の効率性を高めるための創意工夫が示されているか。
	4	事業遂行のための実施体制の妥当性 【5点】	5点	A: 5点 B: 4点 C: 3点 D: 1点 E: 0点	・代表者、運営責任者（プロジェクトマネージャー）、経理責任者等の事業実施に必要な人材や体制が確保されているか。 ・関係機関の役割分担は明確か。
	小計		30点		
個別事項	1	モデル地域創出支援にかかる具体性 【20点】	20点	A: 20点 B: 16点 C: 12点 D: 4点 E: 0点	・モデル地域応募に向けて効果的な働きかけ、周知活動等が具体的に提案されているか。 ・選定された地域の表彰等にかかるイベントの効果的な開催、情報発信が具体的に提案されているか。 ・選定された地域と専門家・企業等のマッチング、伴走支援について具体的な提案がされているか。
	2	視察研修会企画・実施にかかる実現性・具体性 【15点】	15点	A: 15点 B: 12点 C: 9点 D: 6点 E: 0点	・視察研修会は農泊地域に参考となる事例視察を行う具体的かつ実現可能な提案となっているか。 ・視察研修会の効果等を広く農泊地域へ周知するための具体的な提案がされているか。
	3	効果測定及び成果の普及 【5点】	5点	A: 5点 B: 4点 C: 3点 D: 1点 E: 0点	・取組で得られたデータや調査結果、農泊地域に有用と考えられる情報等を取りまとめ農泊地域へ周知できる資料をまとめる具体的な提案となっているか。
	小計		40点		
小計			70点		

評価項目	配点	評価の着目点内訳
交付決定の取消の原因となる行為の有無	△5点	過去3年間に交付決定取り消しの原因となる行為があった場合は減点する。

※1 A：特に優れている、B：優れている、C：普通、D：やや劣る、E：劣る

※2 共通事項の評価項目のうち、評価E（0点）となっている項目が1つでもある場合は、不合格となる。

(2) 農泊地域の人材確保・経営収支改善支援事業

	番号	評価項目	配点	評価	評価の着目点内訳
共通事項	1	事業の趣旨・目的の理解度 【5点】	5点	A:5点 B:4点 C:3点 D:1点 E:0点	・事業の趣旨及び目的を理解した計画となっているか。 ・地域の課題やニーズに対応した計画となっているか。
	2	事業実施による効果、妥当性 【10点】	10点	A:10点 B:8点 C:6点 D:2点 E:0点	・事業内容に対応した評価指標や妥当な目標値が設定されているか。 ・設定した目標の達成に向けた実現性のある計画となっているか。 ・経費の区分、内訳、積算根拠は明確かつ妥当なものとなっているか。
	3	事業の効率性・継続性 【10点】	10点	A:10点 B:8点 C:6点 D:2点 E:0点	・事業完了後の自立的かつ継続的な取組につながるものとなっているか。 ・事業の効率性を高めるための創意工夫が示されているか。
	4	事業遂行のための実施体制の妥当性 【5点】	5点	A:5点 B:4点 C:3点 D:1点 E:0点	・代表者、運営責任者（プロジェクトマネージャー）、経理責任者等の事業実施に必要な人材や体制が確保されているか。 ・関係機関の役割分担は明確か。
	小計		30点		
個別事項	1	開催するセミナーの効果、妥当性 【15点】	15点	A:15点 B:12点 C:9点 D:2点 E:0点	・セミナーで取り上げる内容・講師は具体的かつ農泊地域が経営を高度化するために効果的な提案となっているか。 ・受講者を増やすための措置やセミナーの受講効果を高めるような措置が具体的に提案されているか。
	2	マッチング支援の具体性 【15点】	15点	A:15点 B:12点 C:9点 D:2点 E:0点	・マッチング支援の具体性が示され、マッチング促進に向けた工夫が具体的に提案されているか ・想定される移住・就業人材マッチングサイト及び農泊地域にとって有益なサービスを提供する事業者が複数具体的に提案されているか。
	3	経理能力事務向上支援実施体制の妥当性 【5点】	5点	A:5点 B:4点 C:3点 D:1点 E:0点	・経理処理にかかる相談窓口の運営や書類の確認・添削等が行える実施体制が具体的に提案されているか。
	4	効果測定及び成果の普及 【5点】	5点	A:5点 B:4点 C:3点 D:1点 E:0点	・取組で得られたデータや調査結果、農泊地域に有用と考えられる情報等を取りまとめ農泊地域へ周知できる資料をまとめる具体的な提案となっているか。
	小計		40点		
小計			70点		

評価項目	配点	評価の着目点内訳
交付決定の取消の原因となる行為の有無	△5点	過去3年間に交付決定取り消しの原因となる行為があった場合は減点する。

※1 A: 特に優れている、B: 優れている、C: 普通、D: やや劣る、E: 劣る

※2 共通事項の評価項目のうち、評価E（0点）となっている項目が1つでもある場合は、不合格となる。

(3) 農泊地域の観光アクセス・周遊交通確保に向けた課題解決支援事業

	番号	評価項目	配点	評価	評価の着目点内訳
共通事項	1	事業の趣旨・目的の理解度 【5点】	5点	A: 5点 B: 4点 C: 3点 D: 1点 E: 0点	・事業の趣旨及び目的を理解した計画となっているか。 ・地域の課題やニーズに対応した計画となっているか。
	2	事業実施による効果、妥当性 【10点】	10点	A: 10点 B: 8点 C: 6点 D: 2点 E: 0点	・事業内容に対応した評価指標や妥当な目標値が設定されているか。 ・設定した目標の達成に向けた実現性のある計画となっているか。 ・経費の区分、内訳、積算根拠は明確かつ妥当なものとなっているか。
	3	事業の効率性・継続性 【10点】	10点	A: 10点 B: 8点 C: 6点 D: 2点 E: 0点	・事業完了後の自立的かつ継続的な取組につながるものとなっているか。 ・事業の効率性を高めるための創意工夫が示されているか。
	4	事業遂行のための実施体制の妥当性 【5点】	5点	A: 5点 B: 4点 C: 3点 D: 1点 E: 0点	・代表者、運営責任者（プロジェクトマネージャー）、経理責任者等の事業実施に必要な人材や体制が確保されているか。 ・関係機関の役割分担は明確か。
	小計		30点		
個別事項	1	開催するセミナーの効果、妥当性 【15点】	15点	A: 15点 B: 12点 C: 9点 D: 2点 E: 0点	・セミナーで取り上げる内容・講師は農山漁村地域における観光アクセス交通・周遊交通の整備にかかる知見・課題を踏まえ具体的かつ効果的な提案となっているか。
	2	農泊地域への伴走支援の効果、妥当性 【15点】	15点	A: 15点 B: 12点 C: 9点 D: 2点 E: 0点	・伴走支援を行う内容は農山漁村地域における観光アクセス交通・周遊交通の整備にかかる知見・課題を踏まえ具体的かつ効果的な提案となっているか。
	3	効果測定及び成果の普及 【10点】	10点	A: 10点 B: 8点 C: 6点 D: 2点 E: 0点	・取組で得られたデータや調査結果、農泊地域に有用と考えられる情報等を取りまとめ農泊地域へ周知できる資料をまとめる具体的な提案となっているか。 ・交通課題の解決を図る場合に相談することができる専門家の一覧を具体的に作成する提案となっているか。
	小計		40点		
小計			70点		

評価項目	配点	評価の着目点内訳
交付決定の取消の原因となる行為の有無	△5点	過去3年間に交付決定取り消しの原因となる行為があった場合は減点する。

※1 A: 特に優れている、B: 優れている、C: 普通、D: やや劣る、E: 劣る

※2 共通事項の評価項目のうち、評価E（0点）となっている項目が1つでもある場合は、不合格となる。

(4) 農泊地域の販路拡大に向けた旅行事業者等とのネットワーク構築促進事業

	番号	評価項目	配点	評価	評価の着目点内訳
共通事項	1	事業の趣旨・目的の理解度 【5点】	5点	A: 5点 B: 4点 C: 3点 D: 1点 E: 0点	・事業の趣旨及び目的を理解した計画となっているか。 ・地域の課題やニーズに対応した計画となっているか。
	2	事業実施による効果、妥当性 【10点】	10点	A: 10点 B: 8点 C: 6点 D: 2点 E: 0点	・事業内容に対応した評価指標や妥当な目標値が設定されているか。 ・設定した目標の達成に向けた実現性のある計画となっているか。 ・経費の区分、内訳、積算根拠は明確かつ妥当なものとなっているか。
	3	事業の効率性・継続性 【10点】	10点	A: 10点 B: 8点 C: 6点 D: 2点 E: 0点	・事業完了後の自立的かつ継続的な取組につながるものとなっているか。 ・事業の効率性を高めるための創意工夫が示されているか。
	4	事業遂行のための実施体制の妥当性 【5点】	5点	A: 5点 B: 4点 C: 3点 D: 1点 E: 0点	・代表者、運営責任者（プロジェクトマネージャー）、経理責任者等の事業実施に必要な人材や体制が確保されているか。 ・関係機関の役割分担は明確か。
	小計		30点		
個別事項	1	農泊地域と旅行事業者の商談会 【10点】	10点	A: 10点 B: 8点 C: 6点 D: 4点 E: 0点	・商談会を4回以上実施し、2回目以降の商談会は初めて参加する地域が半数以上となるよう具体的な提案になっているか。 ・開催の前後で農泊地域に対して研修・助言等のフォローアップを行う等、農泊地域の販売スキルの向上及び農泊地域のコンテンツ改善を図る具体的な提案になっているか。
	2	旅行関連の大規模展示会等への出展 【10点】	10点	A: 10点 B: 8点 C: 6点 D: 4点 E: 0点	・海外での展示会は、趣旨・参加者層・規模が勘案された具体的な提案になっているか。 ・参加する農泊地域への事前フォローや来場者へのアンケート等のフィードバック等を行い、販売スキルの向上や農泊地域のコンテンツ改善につながる具体的な提案になっているか。
	3	教育・研修旅行の受入拡大に向けた情報整理及び情報発信 【10点】	10点	A: 10点 B: 8点 C: 6点 D: 4点 E: 0点	・教育・研修旅行の行先としての農泊の魅力を整理し、学校・企業及びその斡旋を行う旅行事業者に対して効果的に情報発信する具体的な提案になっているか。 ・（一財）都市農山漁村交流活性化機構（まちむら交流きこう）や（公）日本修学旅行協会等と連携して取り組み、教育・研修旅行の受入拡大に向けた提言としてとりまとめる具体的な提案になっているか。
	4	効果測定及び成果の普及 【10点】	10点	A: 10点 B: 8点 C: 6点 D: 4点 E: 0点	・取組で得られた成果等、農泊地域に有用と考えられる情報をとりまとめて農泊地域へ周知できる資料をまとめる具体的な提案となっているか。 ・過年度も含めた商談の成果等についてとりまとめ、農林水産省に報告する具体的な提案になっているか。
	小計		40点		
小計			70点		

評価項目	配点	評価の着目点内訳
交付決定の取消の原因となる行為の有無	△5点	過去3年間に交付決定取り消しの原因となる行為があった場合は減点する。

※1 A：特に優れている、B：優れている、C：普通、D：やや劣る、E：劣る

※2 共通事項の評価項目のうち、評価E（0点）となっている項目が1つでもある場合は、不合格となる。

(5) 農泊インバウンド受入促進重点地域プロモーション事業

	番号	評価項目	配点	評価	評価の着目点内訳
共通事項	1	事業の趣旨・目的の理解度 【5点】	5点	A: 5点 B: 4点 C: 3点 D: 1点 E: 0点	・事業の趣旨及び目的を理解した計画となっているか。 ・地域の課題やニーズに対応した計画となっているか。
	2	事業実施による効果、妥当性 【10点】	10点	A: 10点 B: 8点 C: 6点 D: 2点 E: 0点	・事業内容に対応した評価指標や妥当な目標値が設定されているか。 ・設定した目標の達成に向けた実現性のある計画となっているか。 ・経費の区分、内訳、積算根拠は明確かつ妥当なものとなっているか。
	3	事業の効率性・継続性 【10点】	10点	A: 10点 B: 8点 C: 6点 D: 2点 E: 0点	・事業完了後の自立的かつ継続的な取組につながるものとなっているか。 ・事業の効率性を高めるための創意工夫が示されているか。
	4	事業遂行のための実施体制の妥当性 【5点】	5点	A: 5点 B: 4点 C: 3点 D: 1点 E: 0点	・代表者、運営責任者（プロジェクトマネージャー）、経理責任者等の事業実施に必要な人材や体制が確保されているか。 ・関係機関の役割分担は明確か。
	小計		30点		
個別事項	1	重点地域の特設サイト及びデジタルパンフレットの制作 【10点】	10点	A: 10点 B: 8点 C: 6点 D: 2点 E: 0点	・制作に際し、ネイティブライターや外国人モデル等を起用する等、外国人目線で受け入れられるよう具体的な提案になっているか。 ・2025年に開催される大阪・関西万博を契機とした誘客を見据えた具体的な提案になっているか。
	2	外国人等を対象としたモニターツアーの実施 【10点】	10点	A: 10点 B: 8点 C: 6点 D: 2点 E: 0点	・モニターツアーへの参加者の募集は実現性のある具体的な提案となっているか。 ・モニターツアーを通じて、SNSでの発信や口コミの投稿を促す具体的な提案となっているか。 ・開催後に参加者から聴取した意見を農泊地域にフィードバックする等、農泊地域のコンテンツ改善につなげる具体的な提案となっているか。
	3	重点地域への来訪者数増に向けた課題整理・情報共有 【10点】	10点	A: 10点 B: 8点 C: 6点 D: 2点 E: 0点	・重点地域が抱える課題をヒアリングし、類型化・整理してとりまとめる具体的な提案になっているか。 ・とりまとめた課題について、農泊地域全体のインバウンド促進に向けて有意義な情報共有となる具体的な提案となっているか。
	4	効果測定及び成果の普及 【10点】	10点	A: 10点 B: 8点 C: 6点 D: 2点 E: 0点	・取組で得られた成果等、農泊地域に有用と考えられる情報をとりまとめて農泊地域へ周知できる資料をまとめる具体的な提案となっているか。
	小計		40点		
小計			70点		

評価項目	配点	評価の着目点内訳
交付決定の取消の原因となる行為の有無	△5点	過去3年間に交付決定取り消しの原因となる行為があった場合は減点する。

※1 A：特に優れている、B：優れている、C：普通、D：やや劣る、E：劣る

※2 共通事項の評価項目のうち、評価E（0点）となっている項目が1つでもある場合は、不合格となる。

(6) 国内での農泊の認知・需要拡大プロモーション事業

	番号	評価項目	配点	評価	評価の着目点内訳
共通事項	1	事業の趣旨・目的の理解度 【5点】	5点	A: 5点 B: 4点 C: 3点 D: 1点 E: 0点	・事業の趣旨及び目的を理解した計画となっているか。 ・地域の課題やニーズに対応した計画となっているか。
	2	事業実施による効果、妥当性 【10点】	10点	A: 10点 B: 8点 C: 6点 D: 2点 E: 0点	・事業内容に対応した評価指標や妥当な目標値が設定されているか。 ・設定した目標の達成に向けた実現性のある計画となっているか。 ・経費の区分、内訳、積算根拠は明確かつ妥当なものとなっているか。
	3	事業の効率性・継続性 【10点】	10点	A: 10点 B: 8点 C: 6点 D: 2点 E: 0点	・事業完了後の自立的かつ継続的な取組につながるものとなっているか。 ・事業の効率性を高めるための創意工夫が示されているか。
	4	事業遂行のための実施体制の妥当性 【5点】	5点	A: 5点 B: 4点 C: 3点 D: 1点 E: 0点	・代表者、運営責任者（プロジェクトマネージャー）、経理責任者等の事業実施に必要な人材や体制が確保されているか。 ・関係機関の役割分担は明確か。
	小計		30点		
個別事項	1	OTA サイト上での農泊に関する特設ページの設置・広告及び動画制作 【20点】	20点	A: 20点 B: 15点 C: 10点 D: 5点 E: 0点	・情報伝達力の高い OTA サイトに構築される具体的な提案になっているか。 ・発信される情報及びメールや Web 広告、SNS 等を使用した広告・宣伝は、OTA が保有・取得するデータ等を基に設定したターゲットの特性（趣味嗜好、行動等）が踏まえられた具体的な提案になっているか。 ・制作する動画は、全国の農泊地域の需要拡大を意識し、農山漁村地域での滞在の魅力を伝える具体的な提案になっているか。
	2	消費者に関する調査・分析 【15点】	15点	A: 15点 B: 12点 C: 9点 D: 6点 E: 0点	・農泊を経験したことがある一般消費者に対して、宿泊・食事・体験等の消費額、満足度、情報収集経路、再訪意向等を調査する具体的な提案になっているか。 ・農泊以外の旅行の傾向と比較・分析できるよう設問などを設定する具体的な提案になっているか。
	3	効果測定及び成果の普及 【5点】	5点	A: 5点 B: 4点 C: 3点 D: 2点 E: 1点	・取組で得られた成果等、農泊地域に有用と考えられる情報をとりまとめて農泊地域へ周知できる資料をまとめる具体的な提案となっているか。
	小計		40点		
小計			70点		

評価項目	配点	評価の着目点内訳
交付決定の取消の原因となる行為の有無	△5点	過去3年間に交付決定取り消しの原因となる行為があった場合は減点する。

※1 A：特に優れている、B：優れている、C：普通、D：やや劣る、E：劣る

※2 共通事項の評価項目のうち、評価E（0点）となっている項目が1つでもある場合は、不合格となる。

別表 1

事 項	具体的な事業内容	公募上限額及び公募予定数
持続可能な農泊地域モデル創出支援事業	全国の農泊地域の範となる「高付加価値」かつ「持続的」で「関係人口増加」に資する新たなモデル地域（以下「モデル地域」という。）を創出するために、以下の全ての事業を行う。 なお、「農泊地域」とは農山漁村振興交付金による農泊推進の支援に採択され、農泊に取り組んでいる地域とする。	3,500万円を上限として、1事業実施主体を公募する。
1. 持続可能な農泊地域モデル創出支援	(1) モデル地域の募集・選定 ・モデル地域は農泊地域から応募地域を募り、有識者、農林水産省、事業実施者からなる選定委員会の審査により8月末までを目途に5地域程度を選定すること。 ・選定にかかる申請書や審査基準等は農林水産省と協議の上決定することとするが、モデル地域は現在の取組を表彰するものではなく、将来他の農泊地域の模範となる地域経営モデルを育成する目的であることに留意する。 ・モデル地域募集の周知、応募受付、選定委員会の設置・開催等、選定にかかる必要な庶務・運営を行うこと。また、応募促進のための措置を講ずること。なお、有識者の選定については提案によるものとするが、農林水産省と協議の上決定する。 ・「地域まるごとホテル化による観光消費額の増加」や、「教育旅行の受入れに加えて例えば企業研修旅行等にも取組むことによる農家民泊等経営者の収益増・後継者確保等に資するもの」等をモデルテーマとして想定しているが、農泊地域が抱える課題や近年のトレンド等を勘案して決定する。 (2) モデル選定地域の表彰・情報発信 ・選定された地域のプレゼンテーション等を行うイベントを開催すること。イベントは広くメディア等へ周知し情報発信を行うこと。 ・イベントの様子はオンライン上で公開し、全国の農泊地域及び関係者が視聴できるようにすること。 ・副賞提供等の形で協賛する企業を募集する等、	

	イベントを活気づけるための措置を講じること。 (3) モデル選定地域への支援 ・選定された地域へのヒアリング等を通じて課題点等の整理を行い、地域が必要とする専門家やノウハウを持つ企業等とマッチングして伴走支援を行うこと。現地でのセミナー開催やオンラインによる指導によって複数回のコンサルティングやコーチングを行うこと。 ・マッチングした専門家や企業等と農泊地域の間で協議を行い、地域からの提案を実現するためのアクションプランを策定し農林水産省へ報告すること。	
2. 持続可能な農泊の参考となる地域への視察研修会の企画・実施	・全国の農泊地域を参加対象とした国内の UN Tourism ベストツーリズムビレッジ選定地域等の農泊地域にとって参考となる事例を視察する研修会を企画し実施すること。 ・研修会の企画・実施に際し UN Tourism 等の関係機関と連携し国際認証取得の参考となる事例やポイント等を取りまとめ、農泊地域への情報共有を図ること。 ・視察先や研修内容、実施回数、参加人数等は提案によるものとする。 ・研修会への参加にかかる旅費は参加者へ一定程度補助することを可とするが、1で選定されたモデル地域からの参加者は旅費の補助を増額する等、参加を優遇する措置を講じること。	
3. 効果測定及び成果の普及	・事業目標を設定するとともに、目標達成に向けて実施事項ごとに適切な KPI を設定し、定期的な進捗を把握した上で、事業目標の達成に向けた取組を行うこと。 ・1から2までの取組で得られたデータや調査結果、農泊地域に有用と思われる情報等を取りまとめ、本事業による取組効果を検証するとともに、農泊地域へ周知できる資料を作成すること。	

別表 2

事 項	具体的な事業内容	公募上限額及び公募予定数
農泊地域の人材確保・経営収支改善支援事業	農泊地域の持続的発展に向けて農泊地域において課題となっている人材不足への対応、コスト削減や単価向上による収支改善等、農泊地域全体の底上げを図るために、以下の全ての事業を行う。 なお、「農泊地域」とは農山漁村振興交付金による農泊推進の支援に採択され、農泊に取り組んでいる地域とする。	4,000 万円を上限として、1 事業実施主体を公募する。
1. 経営を高度化するためのセミナーの開催	・農泊地域の経営を高度化するために必要な資金調達、人材活用、コスト削減、単価を上げる手法やサイトコントローラー導入による DX 化等に関するセミナーを開催する。 ・セミナーの内容や講師は提案によるものとするが、農林水産省と協議の上で決定することとする。 ・セミナーは多くの農泊地域が受講できるようオンライン開催を基本とし、開催後 1 か月以内にセミナーの様式及び資料についてインターネットによるアーカイブ配信を行い、セミナーに参加していない農泊地域が視聴できるようにすること。 ・セミナー受講者の立場に近い農泊実践者を講師に据えることやセミナー受講者へレポート等の提出を課す等により、理解を深め自分ごと化するような措置を講じること。 ・アンケート等によりセミナー参加によって農泊地域の意識や活動に生じた変化の内容等について取りまとめること。	
2. 地域課題に対応する人材・サービスのマッチング支援	(1) 農泊地域のニーズと移住・就業希望者等のマッチング等支援 ・農泊地域における求人や継業促進に向けた課題整理を行い、農泊地域において有効な求人手法や継業に関する研修会を開催すること。 ・移住定住に関するイベントに出展すること。 ・複数の農泊地域に対し移住・地方就業等にかかるマッチングサイト等により人材マッチングを支援すること。その際、マッチングサイト等の利用特典を付与することで、実際のマッチング促進に向けた工夫や利用想定される具体的なマッチングサイト等を複数提案内容に盛り込むこ	

	と。 (2) 農泊地域に有益なサービスを提供する事業者とのマッチング支援 ・農泊地域のコスト削減や単価向上による収支改善等につながるデジタル技術等を活用したサービスを提供する事業者と農泊地域とのオンライン形式のマッチング会を開催すること。サービスを提供する事業者は複数の多様な業態の事業者を具体的にリストアップし提案に盛り込み、マッチング会への参加を促すこと。 ・デジタル技術等を活用したサービス利用特典を付与する等、利用促進に向けた工夫を提案内容に盛り込むこと。 ・農泊地域がデジタル技術等を活用したサービスを活用したことによりコスト削減や単価向上による収支改善につながった事例を取りまとめシミュレーションを行うことで収支改善の効果を測定すること。	
3. 経理能力事務の向上支援	・令和6年7月末までに農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）広域ネットワーク推進事業を除く農泊推進型（以下、「農泊推進型」という。）の事業を実施している地域に対し、交付金の経理処理や提出書類に関する相談窓口を設置し、経理処理等に関する説明会を開催する。 ・相談窓口では農泊地域から経理処理にかかる相談や提出書類の確認・添削等の対応を行うこと。 ・上記の結果を農泊推進型に取り組む協議会が活用できるよう対応した内容を取りまとめること。	
4. 効果測定及び成果の普及	・事業目標を設定するとともに、目標達成に向けて実施事項ごとに適切な KPI を設定し、定期的な進捗を把握した上で、事業目標の達成に向けた取組を行うこと。 ・1 から 3 までの取組で得られたデータや調査結果、農泊地域に有用と思われる情報等を取りまとめ、本事業による取組効果を検証するとともに、農泊地域へ周知できる資料を作成すること。	

別表 3

事 項	具体的な事業内容	公募上限額及び公募予定数
農泊地域の観光アクセス・周遊交通確保に向けた課題解決支援事業	農泊地域が抱える地域の交通課題への直接支援ならびに支援で得られる知見を横展開し、農泊地域の交通課題を解決するために、以下の全ての事業を行う。事業の提案、実施にあたっては別紙参考資料「農泊地域の交通確保にかかる現状と課題」の内容を踏まえて行うこと。 なお、「農泊地域」とは農山漁村振興交付金による農泊推進の支援に採択され、農泊に取り組んでいる地域とする。	2,000 万円を上限として、1 事業実施主体を公募する。
1. 地域の観光アクセス・周遊交通確保に向けたセミナーの開催	令和 5 年度広域ネットワーク事業「農泊地域のアクセス交通等確保に関する調査・研究」により作成された事例集及び過年度の国土交通省「地域交通共創モデル実証プロジェクト」等の結果から得られる、農山漁村地域における観光アクセス・周遊交通の整備に係る知見、課題等について農林水産省と協議しつつ整理した上で、地域協議会向けにセミナーを開催すること。	
2. 課題解決を必要とする農泊地域への伴走支援	農泊地域協議会へのアンケート調査、ヒアリング等により、他主体と連携しつつ観光アクセス交通・周遊交通について主体的に課題解決を図る意欲がある支援対象地域を把握し、農林水産省と協議の上、複数の地域を選定すること。なお、調査・ヒアリング項目については提案によるものとするが、農林水産省と協議した上で決定することとする。また、選定に当たって他地域でも参考となるよう、支援する課題については個別地域特有の課題に偏らないよう留意すること。 選定した地域の現地において意見交換や課題整理、課題解決に向けた調整等を行うこと。その際、以下の①～②の事項に留意すること。 ①個別地域における課題解決に際しての知見について、他地域でも可能な限りノウハウを応用できるよう整理すること。 ②地域公共交通計画等に位置付けられた地域の交通体系全般との整合について留意すること	
3. 効果測定及び成果	事業目標を設定するとともに、目標達成に向けて実施事項ごとに適切な KPI を設定し、定期的な進捗を把	

の普及	握した上で、事業目標の達成に向けた取組を行うこと。 1・2の取組で得られた知見等を踏まえ、他の農泊地域において地域の交通課題を解説するために有用と思われる情報をとりまとめ、また、農泊地域が地域の交通課題解決を図る場合に相談することができる専門家の一覧を含め農泊地域に周知できる資料を作成すること。	
------------	--	--

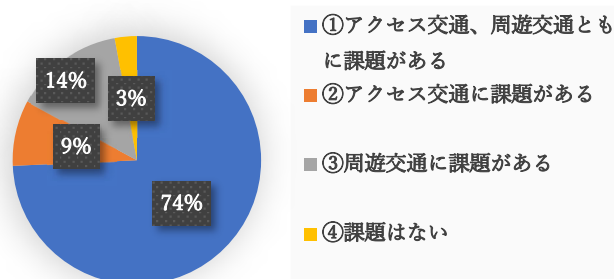
農泊地域の交通確保にかかる現状と課題について

令和3年度農泊実績調査の中で、交通事業者と連携していると回答のあった109の地域協議会にアンケート調査を行い70地域より回答を得た。

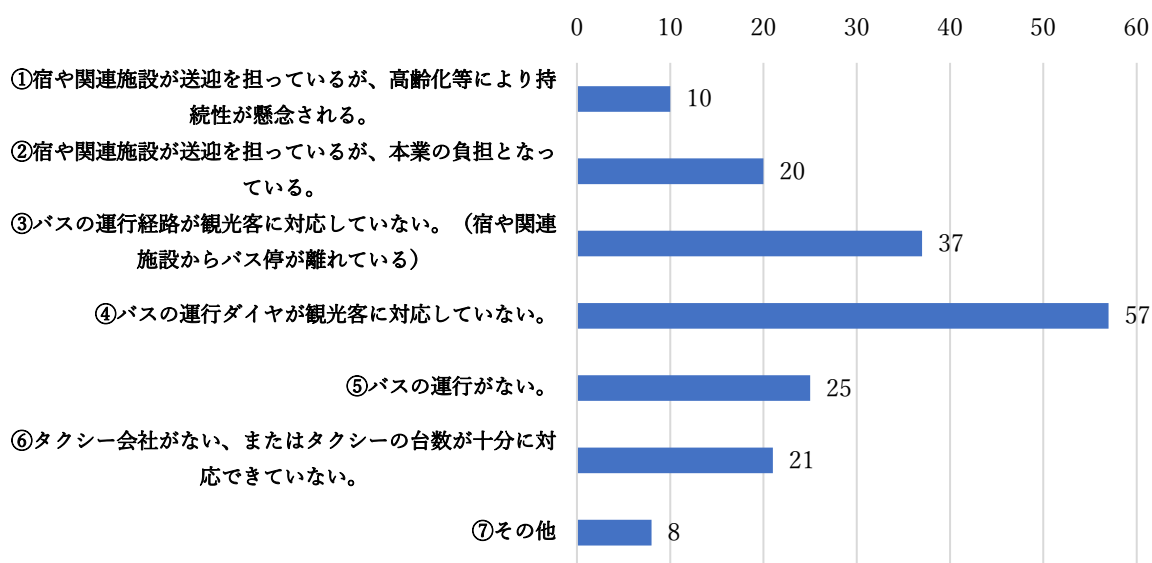
「最寄り駅やバス停から農泊地域へのアクセス交通、地域内の観光コンテンツ間の交通への課題」については、74%の協議会がアクセス交通、周遊交通ともに課題があると回答。多くの地域協議会が交通面で課題を抱えている。

課題についてはバスの運行ダイヤが観光客に対応していない、バスの運行経路が観光客に対応していないとの回答が多く、バスのダイヤ・運行経路ともに観光客に対応したものとなっていないことが分かる。また、そもそもバスの運行がない、タクシー会社がない、タクシーの台数が充分に対応できていない地域も多くみられる。

最寄り駅やバス停から農泊地域へのアクセス交通、地域内の観光コンテンツ間の交通に課題があると感じていますか

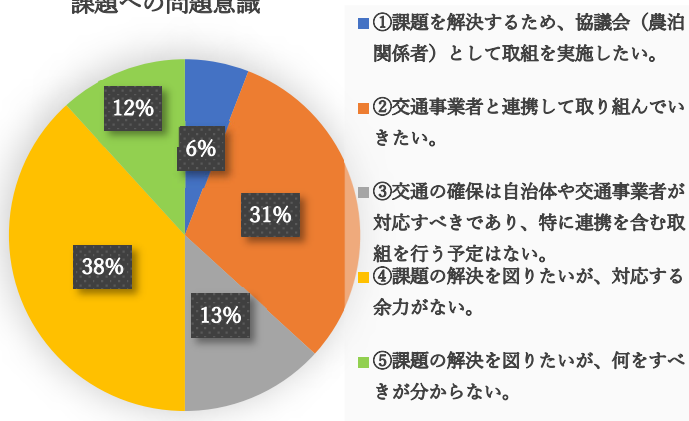


課題について以下で当てはまるものを選択してください。（複数選択可）



これら課題の問題意識として多くの地域協議会が課題の解決を図りたいと考えているものの、対応する余力がない、何をすべきが分からないとの回答が半数あり、地域協議会内だけで解決することは難しい問題であることが伺える。

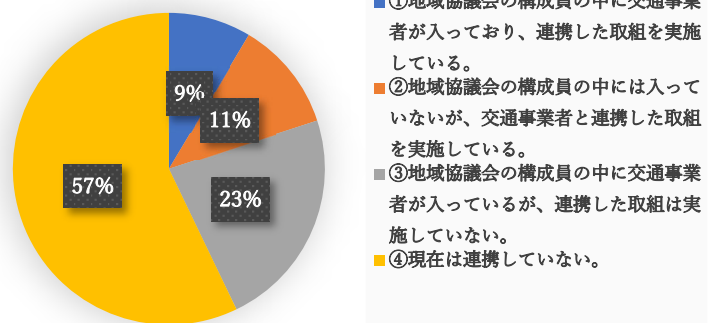
課題への問題意識



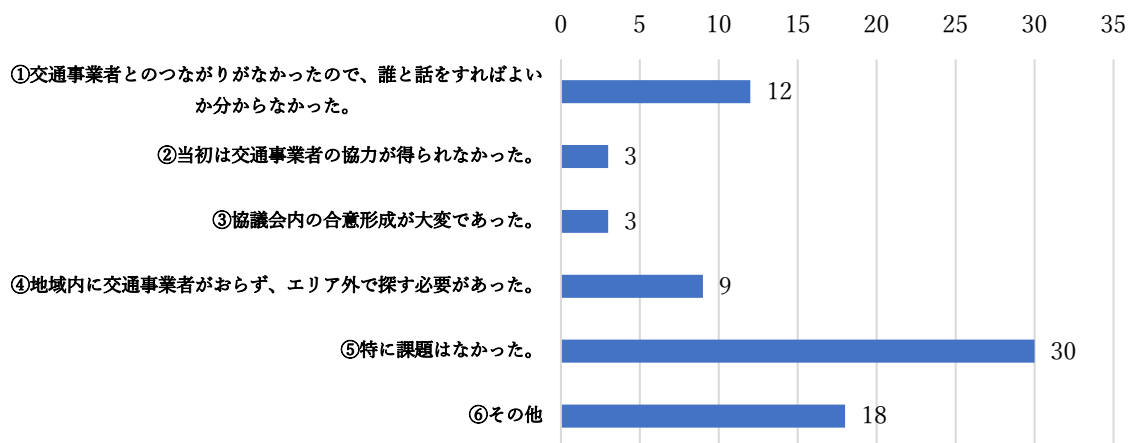
交通事業者と連携している地域協議会は2割に留まる。連携先は地域のバス会社やタクシー会社であり、地域協議会によっては鉄道事業者と連携しているところもある。

交通事業者との関わりを確保する上での課題はなかったとの回答が最も多かったが、その他の回答として、地域のバス事業者とは連携できているが廃線が進んでいる、バスの運転手の確保ができない等の回答もあった。

地域協議会と交通事業者との関わりについて

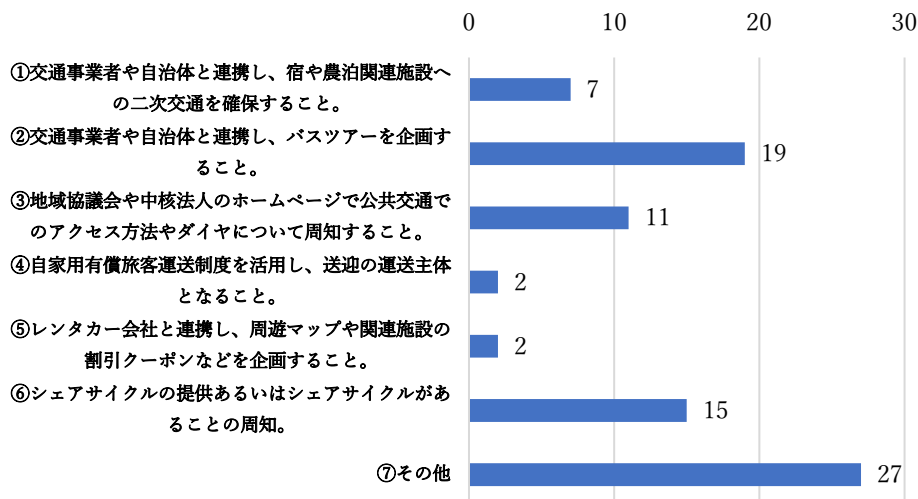


交通事業者との関わりを確保する上で課題はありましたか。（複数選択可）



地域協議会として交通確保に取り組んでいることとしては交通事業者や自治体と連携し、バスツアーを企画することが最も多く、シェアサイクルに関する事項も一定数取り組んでいる。その他としてはタクシープランの提案、レンタカーの利用、宿泊事業者による送迎などがあつた。

地域協議会として交通確保に取り組んでいること（複数可）



別表 4

事 項	具体的な事業内容	公募上限額及び公募予定数
農泊地域の販路拡大に向けた旅行事業者等とのネットワーク構築促進事業	農泊地域の売上増に向けて、販路のひとつである旅行事業者等と農泊地域のネットワーク構築を促す以下の取組を行う。 なお、「農泊地域」とは農山漁村振興交付金による農泊推進の支援に採択され、農泊に取り組んでいる地域とする。 また、以下の取組のうち、インバウンドの受入拡大を目的としたものについては、農林水産省が選定した「農泊インバウンド受入促進重点地域」（以下「重点地域」という。）を対象として実施する。重点地域以外の農泊地域を対象にする場合には、農林水産省農村振興局都市農村交流課（以下「都市農村交流課」という。）と協議して決定する。	5,500 万円を上限として、1 事業実施主体を公募する。
1. 農泊地域と旅行事業者の商談会	農泊の旅行商品化・販売を促すため、JATA 及び ANTA 等の旅行事業関連団体等と連携して旅行事業者と農泊地域との商談会を主催する。4 回以上主催し、2 回目以降の商談会は、初めて参加する農泊地域が半数程度となるよう参加者を募集し、多くの農泊地域に商談の機会を提供できるようにすることとする。開催の形式は、農泊地域の参加のしやすさを考慮してオンラインでの実施とする。 なお、参加する農泊地域の旅行商品化・販売をより一層促すため、開催前に農泊地域に対してプレゼンテーションや商談に関する研修・助言等を、開催後には参加した農泊地域及び旅行事業者等に対してアンケート及びフォローアップを行い、農泊地域の販売スキルの向上及び農泊地域のコンテンツ改善を図ることとする。 また、旅行事業者等からのアンケート結果は参加した農泊地域にフィードバックし、農泊の商材としての価値向上を図るよう取り組む。	
2. 旅行関連の大規模展示会等への出展	旅行事業者等が注目する旅行に関する大規模展示会等への出展を通じて、農泊地域と旅行事業者等の商談の機会を創出する。 具体的には「ツーリズム EXPO ジャパン」及び「Visit Japan Travel&MICE マート」へ出展することとし、さらに海外で開催される展示会にも出展する	

	ものとする。海外で開催される展示会については、都市農村交流課に提示・協議した上で、開催趣旨、参加者層、規模等を勘案して決定する。 なお、参加する農泊地域の旅行商品化・販売をより一層促すため、出展前に農泊地域に対して展示や商談に関する研修・助言等を、出展後にはアンケート等により聴取した来場者の意見をフィードバックする等して、農泊地域の販売スキルの向上及び農泊地域のコンテンツ改善を図ることとする。 なお、展示に際して制作するパネル等については、2025 年に開催が予定されている大阪・関西万博での展示等に写真等の素材を流用することを考慮し、農林水産省及び農林水産省が認める者による利用を可能とするよう留意することとする。	
3. 教育・研修旅行の受入拡大に向けた情報整理及び情報発信	学校が行う教育旅行及び企業が行う研修旅行等の受入拡大に向けて、農泊地域を訪れる意義・効果及び具体的な来訪先である農泊地域の情報等を整理し、旅行事業者等に向けて発信することで農泊地域への訪問を促進する。あわせて、教育・研修旅行に関するマーケット情報及び農泊地域での受入課題についても整理し、情報発信することで農泊地域の受入体制の強化を図ることとする。 なお、課題の整理に際しては、（一財）都市農山漁村交流活性化機構（まちむら交流きこう）や（公）日本修学旅行協会等と連携して取り組み、教育・研修旅行の受入拡大に向けた提言としてまとめることとする。	
4. 効果測定及び成果の普及	1 から 3 までの取組については、目標設定を行った上で実施し、得られた成果等については、広く公表するものとする。また、過年度も含めた商談の成果等についてとりまとめ、農林水産省に報告することとし、農泊地域に有用と思われる情報については、適切な発信を行うこととする。	

別表 5

事 項	具体的な事業内容	公募上限額及び公募予定数
農泊インバウンド受入促進重点地域プロモーション事業	農泊地域へのインバウンド旅行者の受入拡大を目的に、農林水産省が選定した「農泊インバウンド受入促進重点地域」（以下「重点地域」という。）を対象とした情報発信及びモニターツアー等の支援を集中的に実施する以下の取組を行う。実施に当たっては、農林水産省を通じて、日本政府観光局（JNTO）等と連携して取り組むものとする。 なお、「農泊地域」とは農山漁村振興交付金による農泊推進の支援に採択され、農泊に取り組んでいる地域とする。 また、実施に際して、重点地域以外の農泊地域を対象にする必要がある場合には、農林水産省農村振興局都市農村交流課（以下「都市農村交流課」という。）と協議して決定することとする。	5,000 万円を上限として、1 事業実施主体を公募する。
1. 重点地域の特設サイト及びデジタルパンフレットの制作	各重点地域が保有するコンテンツ等の情報を収集して整理し、各地域を紹介する特設サイト及びデジタルパンフレットを日本語、英語、繁体字で制作する。制作に際しては、できる限りネイティブのライターや外国人のモデルを起用する等、外国人目線で受け入れられるよう実施する。 なお、制作した記事コンテンツや写真などの素材については、農林水産省及び農林水産省が認める者による利用を可能とするよう留意することとする。 また、2025 年に開催される大阪・関西万博を契機とした誘客を見据えて計画するものとする。	
2. 外国人等を対象としたモニターツアーの実施	重点地域のうち 10 地域程度において、情報発信力のある外国人（インフルエンサーや旅行事業者に限らない）あるいはインバウンドを扱う国内の旅行事業者等を招請したモニターツアーを実施する。その際、参加者による SNS での発信及び口コミの投稿を促し、各地域に関する外国人目線でのリアルな情報を増やすよう取り組むものとする。 また、実施後、参加者から聴取した意見等を訪問先の農泊地域にフィードバックする等して、農泊地域のコンテンツ改善を図ることとする。その際、他の地域にとっても有用な意見等については農泊地域全体に共有し、農泊に取り組む地域全体の底上げに資するよう	

3. 重点地域への来訪者数増に向けた課題整理・情報共有 4. 効果測定及び成果の普及	取り組む。 1の重点地域の情報整理とあわせて、課題等をヒアリングし、複数地域に共通する課題を抽出・整理する。とりまとめた内容は、「インバウンド受入促進重点地域ネットワーク連絡会議」等を通じて、農泊地域全体の底上げに資するよう発信する。 1から3までの取組については、目標設定を行った上で実施する。また、得られた成果等については広く公表するものとする。	
--	--	--

別表 6

事 項	具体的な事業内容	公募上限額及び公募予定数
国内での農泊の認知・需要拡大プロモーション事業 1. OTA サイト上での農泊に関する特設ページの設置・広告及び動画制作 2. 消費者に関する調査・分析	農泊地域の宿泊者数増に向け、オンライントラベルエージェントの運営する予約サイト（以下「OTA サイト」という）等が保有・取得するデータ等を活用した情報発信を通じて国内の一般消費者における農泊の需要喚起を図る以下の取組を行う。 なお、「農泊地域」とは農山漁村振興交付金による農泊推進の支援に採択され、農泊に取り組んでいる地域とする。 令和6年6月30日までにOTAサイト内に特設ページを設置する。特設ページは、データ等を基に設定したターゲットの特性（趣味嗜好、行動パターン等）や農泊地域ならではの宿泊、食事、体験プログラムの有無等を考慮し、農山漁村の魅力がテーマやストーリー性とともに伝わるよう工夫されたものとする。棚田やジビエ、食文化、世界農業遺産等、農山漁村に賦存する様々な地域資源が考慮されていることが望ましい。 特設ページについては、メールやWeb広告、SNS等を活用して広告・宣伝を行うこととする。 また、農山漁村地域での滞在の魅力を伝えるショート動画（YouTubeやInstagram等）を制作し、ターゲットとする一般消費者の関心を引くよう取り組む。その際、特設ページに誘導するよう留意することとする。 なお、提案者が制作したコンテンツや写真などの素材については、農林水産省及び農林水産省が認める者による利用を可能とする。 農泊を経験したことがある一般消費者に対して、宿泊・食事・体験等の消費額、満足度、情報収集経路、再訪意向等を調査し、農泊における市場・顧客のニーズを把握することとする。当該調査は、農泊以外の旅行の傾向と比較できるよう「旅行・消費動向調査」（観光庁）、「旅行年報」（公益財団法人日本交通公社）等の主要な旅行統計を参考とし、設問については、農林水産省農村振興局都市農村交流課（以下「都市農村交流課」という。）に提示・協議した上で設問を決定する。結果の集計・分析についても、単純集計およびクロス集計を行うとともに、グラフ化、論点整理を総合的かつ定量的に行うこととする。	3,000万円を上限として、1事業実施主体を公募する。

3. 効果測定及び成果の普及	1、2の取組については、目標設定を行った上で実施し、得られた成果及び消費者の属性や特性等の情報について、農泊地域等に有用と思われる情報等については広く公表する。	
-----------------------	---	--

別表 7（第 3 の 1 関係）

目標及び指標の例

事業名及び事業内容	目標	指標（単位）
1 持続可能な農泊地域モデル創出支援事業	持続可能な農泊モデルの創出	・モデル地域の応募数（件） ・モデル地域の選定数（件） ・イベントのメディア掲載数（件） ・視察研修会の参加者数（人） ・テーマにそったアクションプランにおける適切な KPI の設定数
2 農泊地域の人材確保・経営収支改善支援事業	農泊地域の人材確保・経営収支の改善	・セミナーの参加者数（人） ・セミナー受講後の意識や活動の変化（参加前後での進捗等） ・移住・就業希望人材とのマッチング数及び移住・就業にいたった数（件） ・サービス提供事業者とのマッチング数及び導入にいたった数（件） ・本事業により想定されるコスト削減や単価向上による収支改善額（額） ・相談窓口の対応件数（件）
3 農泊地域の観光アクセス・周遊交通確保に向けた課題解決支援事業	農泊地域の交通課題解決	・セミナー受講後の意識や活動の変化（参加前後での進捗等） ・農泊地域において主体的に交通課題解決を図る意欲のある地域数の把握（件） ・支援地域数（件） ・支援地域への具体的な解決策の提示（件） ・リスト化する観光交通分野に関する専門家の数（人）
4 農泊地域の販路拡大に向けた旅行事業者等とのネットワーク構築促進事業	農泊地域と旅行事業者等とのネットワーク構築を通じた旅行商品化・販売増	・旅行商品造成数・販売件数（件） ・商談・マッチング件数（件） ・旅行商品化・販売する意向（％） ・展示会におけるアンケート回収数（件） ・教育・研修旅行に関する情報の閲覧数（回） ・農泊地域での教育・研修旅行の取扱数増（件）
5 農泊インバウンド受入促進重点地域プロモーション事業	農泊インバウンド受入促進重点地域へのインバウンド旅行者数及び割合の増加	・農泊インバウンド受入促進重点地域のインバウンド旅行者数（人） ・農泊インバウンド受入促進重点地域の総宿泊者数に対するインバウンド旅行者の割合（％） ・デジタルパンフレットの閲覧数（回） ・特設サイトの閲覧数（回） ・モニタツアーの参加者数（人） ・参加者による SNS 発信・口コミ数（件）
6 国内での農泊の	国内での農泊の認	・特設サイトの閲覧数（回）

認知・需要拡大プロモーション事業	知・需要拡大と消費者ニーズの把握	・広告表示回数及び閲覧数（回） ・動画再生数（回） ・調査サンプル数（件） ・得られた成果及び消費者の属性や特性等の情報についての、農泊地域等に有用と思われる情報の閲覧数（回）
-------------------------	-------------------------	---